

2023年  
4月1日  
第468号



# JR東海労



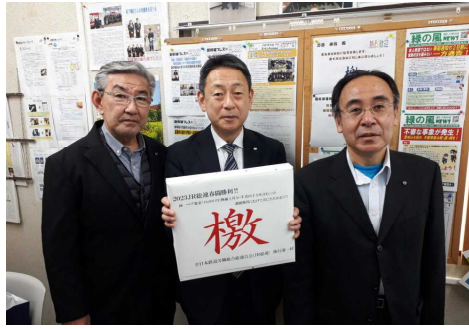
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5  
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351  
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 木下 和樹  
編集人 高山 浩

http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

JR総連八幡副委員長  
より檄を受ける回交委員



## 会社と大対立！ 不満を表明し、交渉集約 2023 JR総連春闘

本部は3月27日、2023年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求についての交渉を集約し、妥結を通告しました。

本部は、第36回定期中央委員会2023 JR総連春闘を統一要求・統一闘争で闘う決定に基づき、ベア10,000円、定期昇給6,000円及び基準昇給額の遞減撤廃、夏季手当3.5ヶ月などを柱とする諸要求を『申第11号』として2月13日、会社に提出しました。2月20日の第1回団体交渉を皮切りに、再申し入れを含め7回の団体交渉を行いました。

第3回回交(3月1日) 第3回団体交渉では、ベア、定期昇給(改訂新人事・賃金制度)、夏季手当などについて議論しました。

ベアについて、本部は「物価、特に、電気・ガス料金や食料品はどんどん上昇し、家計を直撃している。ベア10,000円でも低いくらいだ。会社は発足当時から『厳しい厳しい』と言うが、そんなに厳しいならリニアから撤退すべきだ」と主張しました。会社は「黒字になったとはいえ、厳しい状況には変りない」などと、賃金抑制のための御託を並べました。定期昇給について、本部は「順調に昇格する社員とそうでない社員との

格差を付ける制度は誤りだ。苦勞した社員が報われるとは詭弁だ。定期昇給は生活する上には不可欠だ。給与が400円しか上がらない社員の気持ちに立て。遞減はやめて6,000円の定期昇給を実施せよ」と主張しました。会社は「苦勞した社員が報われる制度だ。制度を変える考えはない」などと、社員間の賃金格差を肯定しました。

夏季手当について本部は、安定的支給ベースに対するこの間の会社の欺瞞性を追及した上で、「5期連続の低額支給は我慢の限界にきている。役員報酬の自主返納はとつくにやめておいて、社員だけが低額に抑えられることは理不尽である。不当極まりない」と主張しました。会社は、ベアの考えと同様な主張を繰り返すのみで、全ての項目について対立しました。

第4回回交(3月6日) 第4回団体交渉では、祝日手当の復活、各種手当の増額、出向社員の労働条件改善などについて議論しました。

祝日手当について、本部は「祝日勤務は特殊であることは会社も認めている。特殊というなら手当を復活すべきだ。多くの社員が手当の減額となった。不公平であり、理不尽極まりない」などと主張しました。会社は「祝

日手当を廃止した分、休日出勤の手当と夜勤手当の増額を行ったため減額ではない。祝日手当を復活する考えはない」などと回答し、対立しました。

割増賃金の増率や職務手当などの各種手当の増額についても同様で、会社は「見直す考えはない」などと回答し、対立しました。

第5回回交(3月9日) 第5回団体交渉では、リニア建設、更衣時間、規程の訂正、組合掲示板の設置などについて議論しました。

リニア建設について、本部は「高速長尺先進ボーリングは水抜きが目的で、調査とは詭弁だ。次期社長の丹羽副社長は『静岡の他にも難しい工事はある。開業時期は申し上げられない』と見解を示した。資金調達や返済計画の見直しも立っていない。中村副社長は『コロナ禍で新幹線の乗客は以前のように戻らない』と述べた。経営破綻は確実だ。今すぐ建設を中止

せよ」と主張しました。会社は「ボーリングは調査だ。健全経営・安定配当を堅持し、大動脈輸送という使命を果たす」などと、曖昧な回答に終始し、建設ありきの姿勢を崩しませんでした。

更衣時間について、本部は「厚生労働省のガイドラインすら守れないことは、法令違反と同様だ」と主張しました。会社は「指揮命令下にはない」などと、言い訳に終始しました。

規程の訂正について、本部は「勤務時間内でできない。訓練でできないなら超勤にせよ」と主張しました。会社は「準備報告時間の余りでできる」などと、乗務員の作業を否定する主張を繰り返しました。

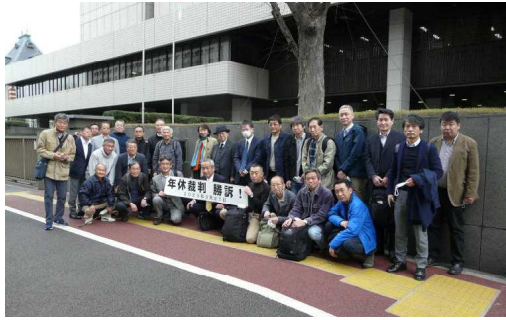
組合掲示板について、本部は「労働協約第16条を遵守せよ」と主張しました。会社は「会社が許可を出さず。基準を決めている」などと傲慢な態度に終始しました。

事務所大鹿駐在に勤務する社員に月額40,000円を支給する。夏季手当支給月数は、2.7箇月分とする」と回答しました。

会社のHPには「35歳ポイント基準内賃金を、定期昇給額分とは別に7,200円(2.2%)引き上げる」と公開されています。そのからくりは、③について全体を均一にしながらして7,200円としています。

第7回回交(3月23日) 第7回団体交渉では、ベア、定期昇給、夏季手当に絞って議論しました。本部は「ベアはわずか1,000円で、世間の10分の1だ。調整手当のならば金額をごまかすな。世間を欺き、詐欺同然の回答だ。要求通りの回答をせよ」などと迫りました。会社は「回答を見直す考えは全く示しませんでした」。

本部は持ち帰り検討としましたが、他労組が先行妥結した中でこれ以上の前進は勝ち取る事ができないと判断し、今交渉の集約に至りました。今春闘は、JR総連及び加盟各単組と連携を図ってきました。また、多くの檄が届くなど、JR総連春闘を全国の仲間と共に闘ってきました。



# 年休裁判全面勝利！

## 5日前年休確定を断罪！ 慢性的要員不足を認定！

東京地裁は3月27日、年休裁判の勝利判決を言い渡しました。この裁判は、東京運輸所分会の西村隆行さん、木下和樹さん、内村俊幸さん、廣瀬哲也さん、今城敬一さん、斉藤厚志さんが、年休権を不当に侵害されたとして2017年11月28日、会社を相手取り損害賠償を請求した事件です。また同日、大阪運輸所分会の大谷川公明さんも大阪地裁に提訴しました。

債務不履行の主たる争点は、①時季指定日の大半において年休を取得できなかったこと、②時季指定日の5日前に年休を拒否(時季変更権行使)されたことの2点です。

東京地裁は、JR東海による年休権に係る運用は年休権の趣旨に反し違法であると認定し、原告らに対し20万円と3万円の損害賠償を命じました。年休権という労働者の権利の重要性を改めて確認した判決であり、日常的に労働者の権利を軽んじてきたJR東海を厳しく弾劾するものです。会社は各運輸所において、年休権に関して、就業規則や労働協約にも定めのない独自の仕組みをつくり、これを一方的に適用してきました。原告らは、①年休を申し込んでも認められる割合が30%未満(原告では18と29%)であることが常態化していた。②このため毎年20日に近い日数を翌年に繰り越さざるを得ず、年休が2年間で消化できず失効が続出していた。③年休取得の可否は、時季指定毎に「事業の正常な運営の妨げになる」かどうかを検討して判断をしたり、代替勤務者を手配するなどの「配慮」を全く行わず、半月に1回年休取得の順位を抽選で決める年休順位制度を機械的に一律に当てはめて決定していた。④その結果、日々、年休を取得できる人数は申請者中0人の場合すら日常的であり、平均30%にも満たないのが実情である。⑤2暦日の2日目に時季指定



をしても一律に認められない運用がされていた。⑥年休申請をしても、長期(長いときには35日間)年休取得の可否を知らされないなど、年休制度の趣旨に反する運用が強行されていた。⑦これらの最大の原因は、慢性的な要員不足しか考えられないことなどを明らかにし、会社が労働者の権利を保障する意識を全く持たないことなどを弾劾してきました。

一方会社は、日本の大動脈である東海道新幹線の運行の必要性を絶対化し、「集团的に代替要員の確保を図っている」などという独特の論理を持ち出して、その正当性を主張するだけでした。JR東海労は、今判決を受け記者会見を開きました。記者会見終了後、年休裁判東京訴訟判決報告集会を開催しました。集会には、各地本組合員やOBも参加しました。集会で渡辺弁護士は、「裁判所は、①5日前の年休確定は年休制度の主旨に反し、時季指定した日に年休を発給すべきであることを認めた。②慢性的要員不足を認めた」と、判決内容を説明しました。その後、各地本連帯挨拶、原告の決意表明を行いました。会社は即時控訴しましたが、最後まで闘うことを全体で確認しました。

## 裁判・労働委員会を通じた組織強化を確認！ 「職場闘争と第三者機関を結合させた闘いの成果と課題」を確認する集会



JR東海労は3月8日、東京・目黒で「職場闘争と第三者機関を結合させた闘いの成果と課題」を確認する集会を開催しました。

木下委員長は「法律とは誰が何のためにつくったのか、裁判とは何かを冷静に見つめ直し、労働

を主張するだけで、JR東海労は、今判決を受け記者会見を開きました。記者会見終了後、年休裁判東京訴訟判決報告集会を開催しました。集会には、各地本組合員やOBも参加しました。集会で渡辺弁護士は、「裁判所は、①5日前の年休確定は年休制度の主旨に反し、時季指定した日に年休を発給すべきであることを認めた。②慢性的要員不足を認めた」と、判決内容を説明しました。その後、各地本連帯挨拶、原告の決意表明を行いました。会社は即時控訴しましたが、最後まで闘うことを全体で確認しました。

で、仲間との議論を通じ、第三者機関の闘いを組織全体で闘うことに高め、職場改善や組織強化・拡大を勝ち取ったことを報告しました。

講演は、年休裁判などを担当した渡辺千古弁護士と、同裁判に証人に立っていた和光大学・竹信三恵子名誉教授より受けました。渡辺弁護士は、JR東海の異様な年休権、会社の非を暴く闘い、闘いの成果などについて詳細に解説しました。

竹信名誉教授は「時季指定をした日に時季変更権が行使されたことで争っている年休裁判は、非常に注目されている。取りたい日に年休が取れないことで、女性労働者は出産や子育てができず、少子化の原因となった。闘いを通じて、社会を変えていこう」と訴えました。

質疑応答では、各地本の仲間からこの間闘ってきた教訓や想いなどが語られました。

最後に本橋書記長は「最大の成果は、闘いの過程で闘いに立ち上がった仲間と、それを支えた仲間が一步前に出ること。組織が強くなったこと。私たちの闘いを見て、共に闘う仲間の拡大を勝ち取ることができた」とまとめを行い、集会は成功裏に終了しました。



続いて、来賓としてJR総連熊谷書記長は、連合春闘などの情勢や全国の企業における年休の消化状況などを報告し、「年休裁判などJR東海労の闘いを広める」と挨拶しました。

問題提起として、高山副委員長が労働組合としての第三者機関の闘い方の成果と教訓として、①なぜ第三者機関を活用した闘いに打って出たのかを明確にする。②労働者の権利を守るための闘いを広げる。③組織破壊攻撃を許さず職場に残るため闘う。④職場闘争と第三者機関を結合させ、組織強化・拡大を勝ち取る！の4項目のテーマ

# JR東海労として奮闘する！

## 刀谷さん歓迎集会

新幹線関西地本は3月16日、「刀谷栄治さん歓迎集会」を開催しました。昨年6月の田川哲史さんに続き、刀谷さんは2月10日にJR東海労に加入しました。



笹田委員長は「刀谷さんは退職まであと1年というところで、最後に労働者としての生き様を示してくれた。今後も労働者の立場に立った闘いを共に展開していこう」と挨拶しました。

刀谷は「強制の超勤を拒否したことを理由で処分を受けた。当時は他労組であったにもかかわらず、サービック本社と団交をやって貰った。JR東海労の方には日頃から声を掛けられ、悩んでいたタイミングで後押しされた。関わっていたいた方々に感謝しています」と、力強く加入への挨拶を行いました。

# 原発はいらない！ 全国集会に参加！



「さようなら原発」1000万署名市民の会」が主催する3・21全国集会が東京・代々木公園で開催され、約4,700人(主催者発表)が参加



# 袴田さんは無実だ！ 静岡地本が 支援連帯の闘い

1966年6月30日、現静岡市清水区の「こがね味噌」合資会社・橋本藤作商店で火災が発生、家族4人が亡くなるという事件が発生しました。袴田巖さんは、強盗殺人・放火の罪を着せられ、死刑囚にさせられました。味噌樽に隠した証拠は、実験では黒ずんだ衣類になったこと、袴田さんの体のサイズと異なる

衣類であること、どうしてわざわざ味噌樽に隠したのかなどが争点とされました。弁護側は、捜査機関の証拠はねつ造であることを、この間訴え続けてきました。

東京高裁は3月13日、「証拠のねつ造が極めて高い」として、再審開始を認める決定を出しました。東京検察側は3月20日、最高裁への特別抗告を断念したため、静岡地裁で再審が開廷されることになりました。

静岡地本は「浜松 袴田巖さんを救う市民の会」の浜松駅前街頭宣伝に参加し、撤布を渡すなど、支援連帯の闘いを展開してきました。



「さようなら原発」1000万署名市民の会」が主催する3・21全国集会が東京・代々木公園で開催され、約4,700人(主催者発表)が参加

しました。3月3日に亡くなったノーベル賞作家の大江健三郎氏は、「さようなら原発」運動の呼びかけ人で、追悼集会となりました。

JR東海労は、JR総連の仲間と共に集会に参加し、デモ行進を行いました。

# 法の番人が不正受給の 犯罪に手を貸す!?

## コロナ裁判不当判決

大阪高裁は3月16日、コロナ裁判で不当判決を下しました。この裁判は、関西新幹線サービックに当時出向していた萩原光廣さん、柿本克彦さんが、有給休暇である休業中に課題を提出しなかったことを理由として出勤を命じられたことにより、コロナ感染の危険に晒されたとして、竹腰所長など会社を訴えていた事件です。

判決文では「必ずしも自宅待機の法的性質や課題提出の指示が業務命令であるかを確定させる必要はない」として、更に「自宅待機が雇用関係助成金(正確には雇用調整助成金)の受給要件としての労働者の休業に該当するかどうかは、本件出勤指示1及び2(自宅待機に指定された担務から勤務変更して出勤指示したこと)の違法性の判断に影響を及ぼすものではない」と判断されました。

これは、雇用調整助成金の不正受給という犯罪を平然と行ったサービックを正当化したことになりました。

# 理由ならざる却下の理由 西さん仮処分不当決定

大阪地裁は3月1日、新幹線関西地本の西三喜夫さんが申し立てた「出向命令無効確認等仮処分命令申立事件」に対して、「却下する」という不当決定を下しました。

会社は西さんの同意を全く無視して、出向ありきの対応を繰り返してきました。最初にスリーエスの出向通知取消し、その後エムティへの強制出向後に出向の取消し、苦肉の策として、関西新幹線サービック京都事業所への「出向先の変更」を強行したのです。

裁判官は「却下」の理由として、「債権者(西さん)は、生計を一応維持し得る程度の給与の支払いを受けている」「債



また、「他の従業員と比べて確かに4日間多く出勤したことになるが、まあ大したことはない。社会通念上許される範囲だ」と、差別までも正当化する判断をしたのである。

新幹線関西地本は同日、コロナ本人訴訟裁判判決報告集会を開催し、原告の萩原さん、柿本さんは、最高裁への上告の決意を表明しました。

務者(会社)は、本案判決の確定までは、仮に債権者が求める仮処分命令が発令されたとしても、これを受け入れて任意に履行するつもりがない旨を明らかにしている。「組合活動における不利益が生ずるとしても、これによって組合活動を行うことが不可能となると認められることはできない」「債権者の組合活動によって支障があるものであったとしても、直ちに債権者にとって著しい損害に当たると評価することはできない」などと、言い訳を羅列しました。

新幹線関西地本は、この不当決定による組織破壊攻撃を許さず、闘うことを確認しました。

# 春の闘いを全体で意思統一 各地本定期委員会開催

## 新幹線地本第28回定期地本委員会

新幹線地本は2月28日、第28回定期地本委員会を開催しました。議長に佐藤委員を選出しました。

伊藤書記長は「JR東海ユニオン執行部の犯罪性を明らかにする討論をJR東海ユニオン組合員と進めよう。ウクライナ

戦争の犠牲者は労働者・市民である。集会や9条連の取り組みを続けよう。業務改革の具体的な動向をいち早く察知して反対の闘いをつくり出そう」と総括答弁を行いました。

員からも苦痛だという意見が相次いでいる。中止に向け闘う」「壁掛け時計撤去は問題であること職場で広めてきた」などの発言が出されました。

山本書記長は「時計など職場から出た要求は闘っていきましょう。トルコ地震のキャンパはOBなどにも求めていこう」と総括答弁を行いました。

新幹線関西地本は2月26日、第28回定期地本委員会を開催しました。議長に山本真治委員を選出しました。

訴えかけていく必要がある。組織強化・拡大のために第三者機関を活用してきた。おかしいことに目を向けて闘うことが必要。共感する仲間をつくらう」と挨拶しました。



## 静岡地本第32回定期地本委員会

静岡地本は2月26日、第32回定期地本委員会を開催しました。参加者全員からトルコ地震の支援カンパを集めました。

半場委員長は「台風15号によって組合員が被害に遭い、地本として見舞いの取り組みを行った。業務改革に名を借りた壁掛け時計の撤去は行き過

ぎである。リニア工事でボーリング削孔が強行された。訴訟で闘っている人たちと連帯する。袴田事件の再審査請求の判断が3月13日に下される。共に闘う」と挨拶しました。

質疑では、「組合掲示板の有効活用をしよう」「リモート添乗は若い社

質疑では、「仲間への献身的な関わりで、刀谷さんが加入した」「現場ですでに業務改革の弊害が出ている」「サービックとの団交で雨ガッパを勝ち取った」「各種裁判の勝利に向けて闘う」「労基署を活用しコロナ労災認定を勝ち取った」など

の他に、職場問題点などの発言もされました。浦谷書記長は「刀谷さんの加入で、JR総連近畿地協で報告した。明日からみんなが新たな加入を目指そう。地区分会の実践に学ぼう。業務改革反対の闘いを進める」と総括答弁を行いました。

の他に、職場問題点などの発言もされました。

質疑では委員全員が、職場の問題、出向先の問題などについての闘いついて発言しました。

名古屋地本は2月27日、第33回定期地本委員会を開催しました。

荻野地本委員長は「会社の『業務改革』と称した効率化に反対し、組合員・社員の生活を守る。ウクライナとロシアの戦争で軍需産業は莫大な利益を上げている。戦争の本質を見抜かなければならない。政府は危機感を煽り、防衛関連予算を増大させ軍事大国化を進め

ている。これを阻止しなければならぬ。54歳原則出向を口実とした組織破壊を許さない。加藤副委員長を車掌に戻すため闘う。出向者の労働条件も含め安心して働ける職場を目指して一丸となつて闘おう」と挨拶しました。

質疑では、職場での取り組みや様々な問題点について意見が出されました。

御辺書記長は「物価高で生活が困窮している。JR東海ユニオンの要求はベア低額で手当を要求

している。手当はすぐなくなるものである。JR東海ユニオン組合員に呼びかけて、ベア満額回答



第28回定期地本委員会

新幹線地本は2月28日、第28回定期地本委員会を開催しました。

伊藤書記長は「JR東海ユニオン執行部の犯罪性を明らかにする討論をJR東海ユニオン組合員と進めよう。ウクライナ

山本書記長は「時計など職場から出た要求は闘っていきましょう。トルコ地震のキャンパはOBなどにも求めていこう」と総括答弁を行いました。

新幹線関西地本は2月26日、第28回定期地本委員会を開催しました。議長に山本真治委員を選出しました。

訴えかけていく必要がある。組織強化・拡大のために第三者機関を活用してきた。おかしいことに目を向けて闘うことが必要。共感する仲間をつくらう」と挨拶しました。



## 名古屋地本第33回定期地本委員会

名古屋地本は2月27日、第33回定期地本委員会を開催しました。

荻野地本委員長は「会社の『業務改革』と称した効率化に反対し、組合員・社員の生活を守る。ウクライナとロシアの戦争で軍需産業は莫大な利益を上げている。戦争の本質を見抜かなければならない。政府は危機感を煽り、防衛関連予算を増大させ軍事大国化を進め

ている。これを阻止しなければならぬ。54歳原則出向を口実とした組織破壊を許さない。加藤副委員長を車掌に戻すため闘う。出向者の労働条件も含め安心して働ける職場を目指して一丸となつて闘おう」と挨拶しました。

質疑では、職場での取り組みや様々な問題点について意見が出されました。

御辺書記長は「物価高で生活が困窮している。JR東海ユニオンの要求はベア低額で手当を要求

している。手当はすぐなくなるものである。JR東海ユニオン組合員に呼びかけて、ベア満額回答

の他に、職場問題点などの発言もされました。



## リニア2027年開業遅れか 経営協議会開催を申し入れ

マスコミは、3月9日の記者会見で「金子社長がリニアの2027年開業は遅れることを表明した」と報道しました。本部は3月17日、重要な経営問題であるとして、リニア中央新幹線建設に関する報道についての申し入れ(『申第18号』)を提出し、経営協議会の開催を要求しました。

以下、申し入れ内容です。

1. 報道各社はJR東

海金子社長が記者会見で「リニア中央新幹線の2027年開業は遅れる」と認めた、などと報じている。この社長発言は事実か明らかにすること。

2. 2027年度開業が遅れる理由を明らかにすること。

3. 丹羽副社長が「静岡工区以外にも難しい工事がある」と見解を示したが、具体的にどの工区か明らかにすること。また、その工区の進捗状況

を明らかにすること。

4. 今後目標とする開業年度と工事計画を明らかにすること。

5. 開業の遅れについて、工事実施計画を認可した国土交通省に対し、どのような説明を行うのか明らかにすること。

6. 開業の遅れについて、関係自治体や沿線住民の方々は今後の見通し、工事計画について説明すること。